

(事業主の方へ)

平成30年 4月 1日から

地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の 助成内容が変更される予定です

「地域雇用開発助成金(熊本地震特例)」に関して、助成内容の一部が変更される予定です。

平成30年 4月 1日以降に提出された計画書については、下記の支給要件や支給額が適用される
予定ですので、今後ご利用をお考えの皆様は、ご注意ください。

(※)平成29年10月発行のリーフレット「地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の計画書提出期限を延長します」では、提出期限を平成30年 4月 2日まで延長する旨記載しておりましたが、さらに延長する予定です。この再延長により、同日(平成30年 4月 2日)に提出される計画書については、変更後の支給額等(下記)が適用されますので、併せてご注意ください。

【地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の変更点】

① 対象となる設置・整備費用の範囲

現行

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費
- 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費
- 宿舍借り上げ経費や通勤バス経費(借り上げた通勤車両の費用)

平成30年 4月 1日以降

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費
- 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費

② 対象労働者の範囲

現行

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者
- 平成28年 4月 14日から同年10月18日の間に、熊本地震により一時離職した者(※)

平成30年 4月 1日以降

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる熊本県内の求職者等

(※)熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者

③ 支給額

現行

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)		
	3(2)~4	5~9	10以上
300以上 1,000未満	100万円	160万円	300万円
1,000以上 3,000未満	120万円	200万円	400万円
3,000以上 5,000未満	180万円	300万円	600万円
5,000以上	240万円	400万円	800万円

※()内は創業の場合

平成30年 4月 1日以降

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20以上
300以上 1,000未満	75万円	120万円	225万円	300万円
1,000以上 3,000未満	90万円	150万円	300万円	400万円
3,000以上 5,000未満	135万円	225万円	450万円	600万円
5,000以上	180万円	300万円	600万円	800万円

※()内は創業の場合

